

平成15年 第7回 12月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成15年12月2日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成15年12月2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第47号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 2 第48号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第4号)
- 日程第 3 第49号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第
3号)
- 日程第 4 第50号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第
3号)
- (日程第1~第4 質疑・委員会付託)
- 日程第 5 第52号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正
する条例
- 日程第 6 第53号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 第55号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例
(日程第5~第7 質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第51号議案 中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第54号議案 中間市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第56号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第57号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例
- (日程第8~第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第60号議案 中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条
例
- 日程第13 第61号議案 中間市生涯学習センター条例
(日程第12~第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第58号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第15 第59号議案 中間市道路線の変更について
(日程第14~第15 質疑・委員会付託)
- 日程第16 第63号議案 北九州市・中間市合併協議会に関する協議について

(日程第16 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第17 第62号議案 中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例

(日程第17 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第18 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

(日程第18 趣旨説明・質疑・委員会付託)

日程第19 請願第4号 国民健康保険税引き上げの中止を求める請願

(日程第19 趣旨説明・質疑・委員会付託)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 山本 貴雅君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 井上 太一君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君

建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長			村田 育男君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
秘書課長	白尾 啓介君	下水道課長	佐藤 満洋君
生涯学習課長	津田 正人君	健康増進課長	中尾三千雄君
介護保険課長	是永 勝敏君	人権推進課長	中村 次春君
税務課長	中野 諭君	管理課長	栞野 広行君
選挙管理委員会事務局長			井上 敏幸君
社会福祉課長補佐			溝口 悟君

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。会議に入ります前にお知らせを申し上げます。本日、報道関係のNHK、KBC、FBSの3社が報道取材のために撮影等のために議場の中に設置をされております。これは、私の方で許可をいたしておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1．第47号議案

日程第2．第48号議案

日程第3．第49号議案

日程第4．第50号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第47号議案から日程第4、第50号議案までの平成15年度補正予算4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

47号議案の15年度中間市一般会計補正予算で、私当該の委員会にいませんのでお尋ねいたしますが、8款の土木費で道路新設改良費、補正前が2億1,800万、そして今回減額が6,200万っていうことになっておりますが、この理由について説明していただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部の方からご説明をさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

管理課長（杵野 広行君）

お答えいたします。

補正前の額が2億1,821万1,000円に6,224万2,000円の減額補正でございますが、節でちょっと主なものを申し上げます。13節委託料の4,439万7,000円の減額でございますが、これは新日鉄に委託しておりました東中間深坂線送水管布設委託料の確定に伴う減額補正でございます。17節の公有財産購入費213万5,000円の

増額は、これは五反田1号線道路拡幅に伴う用地購入費でございます。最後に、19節負担金補助及び交付金2,000万円の減額となっておりますが、これは県道中間水巻線及び中間宮田線改良工事負担金の不用に伴う減額補正でございます。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

今、説明を受けましたけれども、その東中間深坂線送水管布設委託料が減額として4,213万4,000円ですが、これは確定したってということですが、委託料そのものはどうだったんですか、それでは。

議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

管理課長（杵野 広行君）

これは、平成13年度予算に債務負担行為補正で計上しておりました。その当時は2億5,000万円を計上いたしておりました。そこで、今回工事費が完全に確定したことで減額補正を行っております。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第52号議案

日程第6．第53号議案

日程第7．第55号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第5、第52号議案から日程第7、第55号議案までの条例改正3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員(6番 青木 孝子君)

第55号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論をいたします。

この条例は、ことし3月議会に保育所新設事業に要する経費として工事請負費3億8,000万円を計上し、工事を着工している新設市立保育所の名称及び位置に関する条例改定です。新設保育所は、現在あるこすもす保育園、定員110名、ひまわり保育園、定員150名の二つの市立保育所を統合し、定員120名の保育所を新設するというものです。定員につきましては、その後150名になっております。

市長は、新年度予算の提案説明の中で「市税や交付税の大幅な減収が見込まれ、今後は緊急財政健全化推進委員会が策定した財政再建計画に基づき難局を打破していく」と言っていました。しかし、十分利用できるひまわり保育園の建物があるにもかかわらず、新設保育所の建設工事を提案し、既に着工しております。

日本共産党市議団は、財政が厳しいと言いながら多額の経費をかける保育所建設ではなく、国保税や介護保険料の引き下げ、また低所得者への減免制度を実施することを求めてきました。

条例提案説明では、今の社会情勢の中で共働き支援や子育て支援の充実、多機能化を図らねばならないとして、障害児保育や延長保育、子育て支援センターなどを新設保育所内に設置するとありましたが、これらは、現在ある保育所でも十分可能な保育事業です。また、定員は260名から150名に縮小しており、次世代子育て支援策に逆行するものです。

以上、新設保育所建設に反対する立場から第55号議案に反対をいたします。

議長(杉原 茂雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより条例改正3件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第52号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

・

日程第8．第51号議案

日程第9．第54号議案

日程第10．第56号議案

日程第11．第57号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第8、第51号議案から日程第11、第57号議案までの条例改正4件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託をいたします。

・

日程第12．第60号議案

日程第13．第61号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第12、第60号議案及び日程第13、第61号議案の条例制定2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第14・第58号議案

日程第15・第59号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第14、第58号議案及び日程第15、第59号議案の市道路線2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております市道路線2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の建設水道委員会に付託をいたします。

日程第16・第63号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第16、第63号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

第63号議案北九州市・中間市合併協議会に関する協議についての提案理由を申し上げます。

平成15年9月4日の住民発議により、有効署名6,678名にて北九州市を相手方とする法定協議会設置請求が市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づき提出をされました。このことにより、翌9月5日に同条第2項の規定に基づき、北九州市長に対し法定協議会設置について議会に付議するか否かの意見照会をしておりましたが、北九州市長から11月28日付で議会に付議する旨の回答がなされました。このことから、当該協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定により提出するものであります。

なお、合併協議会規約を添付しておりますが、この規約は、北九州市との協議を行い合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成、その他中間市と北九州市の合併に関する協

議を行うための合併協議会の規約を定めたものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず第3条では、協議会が行う事務としては、市町村建設計画を含め中間市と北九州市の合併に関する必要な事務としております。

第7条では、合併協議会の委員について規定をしており、委員は、中間市、北九州市の両市長、両議会の議長及び副議長、両議会の議員のうちそれぞれの議会の議長が指名をする者、両市の職員のうち両市長が協議して定める者、また学識経験を有する者を委員として加えることができるとしております。

第9条では、協議会の会議についての規定をいたしております。

第10条では、協議会に付議する事案の調整を行うため、協議会に幹事会を置くこととしております。

第11条では、協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置くこととしております。

第12条では、協議会の経費の負担については、中間市と北九州市が負担し、負担すべき額については両市長が協議して定めるとしてあります。

第15条では、会長、副会長、委員及び監査委員について報酬及び費用弁償を受けることができること、またその報酬及び費用の弁償の額並びにその支給方法は会長が定めるとしてあります。

以上、述べましたことが規約の主な内容でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第63号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、合併促進調査特別委員会に付託をいたします。

日程第17・第62号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17、第62号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第62号議案中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例の制定についての提案理由を申し上げます。

中間市の合併問題については、平成15年6月6日に中間市議会に合併促進調査特別委

員会が設置をされ、合併問題についての勉強会や中間市による出前講座、シンポジウムを行ってまいりました。また、一方で住民発議に対する回答が北九州市長から11月28日にあっております。

合併をするしないについては、第一義的には住民の代表であります議会の意思が尊重されなければならないと考えておりますが、仮に法定協議会の議論を経て議会の審議の後、合併をするとなった場合は、中間市の法人格がなくなる、つまり中間市がなくなるということから、議会の意思とは別に住民の意思を問うことも重要であると考えております。このことから、中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例の設置についての提案をするものであります。

条例の骨子についてご説明申し上げます。

まず、第1条の目的であります。我が国の地方制度の仕組みは代表民主制であり、市民の意思は住民の直接選挙によって選ばれた長や議会の議員によって市政に反映されるものとなっております。しかしながら、市町村合併は地方公共団体の存立そのものにかかわる、本市にとっても重要な事案であると考えております。このことから、中間市が北九州市と合併することについて、市民の意思を直接確認することを目的として実施しようとするものであります。

次に、第3条住民投票の執行についてでございますが、住民投票の透明性や公平性の確保のため、中間市選挙管理委員会に委任することとしております。投票時間、開票手続その他について地方選挙と同様の方法で実施することにより、市民にとっても理解しなじみやすい方式で執行できるものと考えています。

次に、第4条の投票資格者についてでございますが、投票資格者は、公職選挙法第19条に規定する中間市の市議会議員及び町の選挙を行う場合の選挙人名簿に掲載されている有権者及び満20歳以上の永住外国人のうち住民投票を希望するものとしております。

次に、第6条、住民投票の期日についてでございますが、投票日については、市民の真の意思を確認するという観点から、第11条の情報の提供でも述べておりますように、投票資格者がそれぞれ十分な情報を持った上で投票を行うことが重要と考え、この条例の施行日以後30日以上を経過の後に市長が適当と認めた日としております。

次に、第12条の投票運動についてでございますが、住民投票に関する投票運動については、地方選挙と同様に自由とし、その運動期間は住民投票の期日の前日までとしております。

なお、住民投票の目的は、第1条に規定してありますように市民全体の意思を確認することであり、投票率に関係なく第13条に基づき開票を行い、その結果を公表するとともに、第15条に規定してありますように、この住民投票の結果が市民全体の意思があらわれたものとして当然のことながら厳粛に受けとめなければならないと考えておりますので、市長に尊重義務を置いたものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

この住民投票条例の目的には、市民の意思を確認すると、これが目的だということのようですが、市民の意思を確認するということになってきますと、やはり合併に賛成か反対かという、この投票率が問題になろうか思います。仮に、投票率が50%を切るようなことがある場合には、市民の意思を確認するという目的から外れるのではないかと思います。そういう点から考えて、他の自治体でもしているように投票率50%以上の場合に開票するとか、何らかの50%条項を入れるべきではないかと思えます。

それと、もう一つは、公職選挙法での選挙権を有する者が投票に参加できると、その投票資格者ということになっております。これについても、選挙の場合、議員を選ぶ場合は長くて参議院で6年ということですが、この住民投票で行う合併問題については、これは一生の問題ですね。そういったことから、年齢をこう、資格をずっと下げて、中学生以上とかあるいは中には小学5年生以上とか、そういうことをしているところまでありますが、この20歳以上ではなくて年齢をもっと引き下げるべきではないかと、そのように思いますが、この2点について伺いたいと思えます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

2点ともいろいろ議論をしたところでございますけれども、今までの投票のやり方を含めて、先ほどご提案いたしましたようになじみ深いっていいですか、そういった形の中で考えたところでございますし、他の地方自治体の中でも、中学生まで入れる、そういった議論もあってるようでございますけれども、今回の中身については普通選挙と同じようなやり方にいたしております。特別委員会等々の中で十分ご議論いただきたいなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

きょう、資料の中で意見書が出されておりますけれども、その中に「両市の将来についての計画を作成した上で判断が行われるものであるとの考えから」ということでありますが、その将来についての計画作成はどのようになっているのでしょうか。1件はそれだけです。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今後、この法定協が設置が承認いただければ、今後その問題も議論がされていくと、そういうふうを考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

きのうの一般質問の合併問題での一般質問でも出されておりましたけれども、住民への情報サービスっていうんですか、そういった説明会等々が非常に不十分な中で、こういう問題が、今の条例が出されておりますけれども、新聞の中にも「市民が判断しやすい時期を見極めて投票の時期を決めたい」と、こういうふうに書いておりますけれど、大体どの時期にというふうを考えておるんでしょうか、質問いたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

これも、議会等と十分相談をさしていただきながら、また法定協の中で議論されるであろう中身も含めて考えながら投票の時期を決めさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

先ほどの私の質問に対して、検討はしたが、その方がなじみ深いということを言われました。このなじみ深いというのが私にはよくわからないんですが、もう一度はっきりした答弁をお願いします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

50%を境にという、そういう市町村等々もあるようでございますけれども、どちらも一長一短あるわけございまして、むしろすっきりとしたそういうやりの方がより民主的だと、そういう判断をしたと、こういうことございまして、そういった問題も含めて、先ほど言いましたように特別委員会の中で十分ご議論をいただきたいなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第62号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、合併促進調査特別委員会に付託をいたします。

日程第18・請願第3号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第18、請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願について提案理由の説明をいたします。

請願の趣旨、市町村合併は、そこに住んでいる住民の将来を決める重要な問題です。しかし、中間市を将来どのようなまちにしていくのか、その実現のためになぜ合併が必要なのか、現在の中間市ではなぜ実現できないのかがいまだ理解できません。

最初は、遠賀郡との合併を目指していた市長が、突如北九州市との合併しかあり得ないと一方的に合併を宣言し、その相手先まで決定するというのは、住民無視の市政運営と言わざるを得ません。

北九州市は、みずからのホームページで公表しているように、収入の根幹をなす市税の収入額が政令市中少ない方から2番目であり、財政力指数や自主財源比率も政令市中最下位であり、財政基盤は極めて脆弱です。借金である市債残高も急激にふえており、平成15年度には8,261億円になることが予測されるなど、懸念材料がたくさんあります。

現在、遠賀郡とは、ごみやし尿、火葬場や養護老人ホームなど多くの事務を広域行政組合を設立し共同処理を行っています。福岡県も、中島副知事がわざわざ中間市にまで出向き、今は単独で行政を行い、将来的に合併するのであれば、一体的な関係にある遠賀郡と合併するよう指導されました。このことも十分検討するべきです。

合併は、中間市が都市として45年間市民とともに作り上げた自治権を放棄するものであり、ある意味でふるさと中間をなくすものです。私たち約5万人の将来を決める重大な選択となります。市民に行政が持っているあらゆる情報を開示し、後悔しない判断を市民ができるように時間をかけて十分議論し、最終的には住民の意向を表明できる機会を与えていただけるようお願いいたします。

請願事項、一、なぜ、現在のままの単独では基礎的自治体としてやっていけないのか。合併すればどういうメリット、デメリットがあるのか、その結果どういう自治体になるのかなどを相手先自治体ごとに詳しく検討するため、住民参加型の合併検討委員会を設置すること。一、行政の持っている情報をすべて開示し、最低でも各町内会単位で住民説明会

を中間市が責任を持って開催すること。一、合併するのかもしれないのか、するとするならどことするのかの最終選択権を市民に保障すること。

以上、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第37条第1項の規定により、合併促進調査特別委員会に付託をいたします。

日程第19．請願第4号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第19、請願第4号国民健康保険税引き上げの中止を求める請願を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

国民健康保険税引き上げの中止を求める請願について提案理由の説明を行います。

請願は、全日本年金者組合中遠支部中間分会、中間・遠賀民主商工会、福岡県建設労働組合中間分会、企業組合北九州・遠賀・中間中高年事業団中間支店、建交労福岡県本部八幡支部、暴力をなくす中間市民会議、新日本婦人の会中間支部、以上七つの団体から提出されたものです。

国保財政の赤字を理由に市長は国保税の引き上げを中間市国民健康保険運営協議会に諮問し、国保運営協議会は保険税の税率改定を答申しました。

国保税は、加入する世帯の所得額に応じて賦課する所得割、加入者一人当たりには賦課する均等割、加入者の世帯当たりには賦課する平等割で課税されます。答申の内容では、所得割の税率は現行11%、これは県下最高なのでこれ以上の引き上げはせず、均等割は現行1万6,000円を2万円に、平等割は現行2万1,000円を2万4,000円に引き上げるとのことです。この12月議会には、均等割と平等割を答申どおりに引き上げる条例改定が提案されていますが、率からすれば所得の低い世帯の負担が大幅にふえることになります。

ことし4月から、公的年金特別控除の廃止に伴って、年金生活者の国保税が1万8,700円引き上げられました。さらには、介護保険料の引き上げ、病院での窓口負担がふえる中、年金は引き下げられました。

10月の21日と22日に福岡県社会保障推進協議会が県内各地で医療、国保、介護の

問題で電話相談を受けていますが、「生活が苦しくて保険料を滞納してしまい、どうしていいかわからない」あるいは「保険料と医療費が大変」、「貯金を食いつぶしているがもう限界」など深刻な相談が数多く寄せられています。

昨日の一般質問で市立病院の患者減を問われた市長の答弁の中には、「医療費あるいは保険料の増大に伴って患者が減っている」という回答が行われておりますが、これ以上の負担増はますます病院にかかれぬ人をふやし、病気の重症化を招き、医療費を増大させることとなります。また、払いたくても払えないほど高い国保税が滞納世帯をつくってきました。これ以上の国保税の引き上げは、現在6億にもなる滞納額をさらにふやすこととなります。

国民健康保険財政改善のためには、医療保険への国庫負担をふやすことと予防医療、老人保健事業の充実によって市民の健康を守り、医療費を引き下げることなどありますが、当面は一般会計からの繰入額をふやし、市立病院で使う薬をジェネリック医薬品へ積極的に切りかえて医療費を減らすことです。

以上の趣旨から、請願は国民健康保険税の引き上げをしないことを求めるものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託をいたします。

日程第20．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において中家多恵子さん及び井上太一君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前10時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員